

国会公契第 63 号
国官技第 382 号
国北予第 79 号
令和 3 年 3 月 30 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

大臣官房
会 計 課 長
技 術 調 査 課 長
北 海 道 局
予 算 課 長
(公印省略)

「出来高部分払方式の実施について」等の一部改正について

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について（令和 2 年 10 月 1 日付け国会公契第 12 号）により「工事請負業者選定事務処理要領」第 3 に定める工事種別に橋梁補修工事が追加されたこと等を受け、「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号）及び「総価契約単価合意方式の実施について」（平成 28 年 3 月 14 日付け国地契第 79 号、国官技第 360 号、国北予第 33 号）の一部を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（出来高部分払方式の実施についての一部改正）

- 1 出来高部分払方式の実施について（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号）の一部を次のように改正する。
 - (1) 別添「出来高部分払方式 実施要領」2 中「同第 1 号から第 3 号まで及び第 9 号から第 17 号まで」を「同第 1 号から第 3 号まで、第 9 号から第 17 号まで及び第 22 号」に改める。
 - (2) 別添「出来高部分払方式 実施要領」4 1) ①中「平成 31 年 3 月 29

日付け国地契第 73 号、国官技第 179 号、国北予第 63 号」を「平成 25 年 2 月 28 日付け国地契第 73 号、国官技第 245 号、国北予第 46-2 号」に改める。

- (3) 別添「出来高部分払方式 実施要領」5 2) 中「年 2.6 パーセント」を「年 2.5 パーセント」に改める。
- (4) 別紙-1、別紙-2、別紙-3 及び別紙-4 中「㊟」を削る。
- (5) 別紙-4 中「印」を削る。

(総価契約単価合意方式の実施についての一部改正)

2 総価契約単価合意方式の実施について（平成 28 年 3 月 14 日付け国地契第 79 号、国官技第 360 号、国北予第 33 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別添「総価契約単価合意方式実施要領」2. 中「第 21 号」を「第 22 号」に改める。
- (2) 別添「総価契約単価合意方式実施要領」10. 中「200 円の」を「電磁的記録をもって作成される場合を除き、200 円の」に改める。
- (3) 別記様式 1 中「本書 2 通を」を「本書を」に、「当事者間記名押印の上、各自 1 通を保有する」を「当事者が記名を行う」に改め、「印」を削る。